

2013年5月20日 全16頁

地方税の税収構造と景気変動

景気拡大が地方に広がるか、財政面では個人所得の増加がポイント

金融調査部 研究員
亀井 亜希子

[要約]

- 平成25年度の名目GDPが前年度比約2.7%増加するとの政府経済見通しを受けて、地方財政計画において地方税収は前年度比約1.1%増収するとの見通しが出された。個人住民税の寄与度が高いことから、地方税収の増加には個人所得の増加が実現するかどうかポイントとなる。
- 過年度において、地方税収は名目GDPの変動以上に増減し、特に景気拡大時には政府見込みを超えて増収となる傾向がある。平成25年度においても、政府の見込み以上の増収が期待できることになるであろう。
- 地方景気は平成24年度末時点において全国的に緩やかな改善傾向にあるものの、個人は住宅投資を除けば改善が鈍い傾向がみられる。
- 平成23年度以降、地方税収に占める法人所得課税の比重が低くなっており、平成25年度以降、さらにその傾向が強まると予想される。仮に企業所得が全国的に拡大に向かったとしても、個人所得の拡大が伴わなければ、地方税収の拡大は見込みにくいものとなる。地方税収が今後も安定的な税収を維持していけるかどうかは、個人所得の増加にかかっていると言えよう。

1. はじめに

安倍政権下における「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、国土強靱化推進を念頭に、インフラ老朽化対策や事前防災・減災対策等に対応する公共事業予算を充実する旨が明記されている。平成25年度一般会計歳出当初予算は約92.61兆円であり、前年度当初予算に比べ約2.28兆円の増額と、積極財政の姿勢がうかがえるが、歳出予算の内訳を主要経費別¹にみると、社会保障関係費（前年度当初予算比約+2.73兆円）と公共事業関係費（同約+0.71兆円）、防衛関係費（同約+0.04兆円）は増額であり、文教及び科学振興費（同約▲0.04兆円）、恩給関係費（同約▲0.07兆円）、地方財政関係費（同約▲0.20兆円）は減額と、安倍政権においては、公共事業は社会保障に並ぶ重要政策と位置づけられていることがわかる。

公共事業には、国が決定し行う直轄事業と、地方自治体が決定し行う単独事業、地方が決定し行うが国が一部費用補助を行う補助事業、の3種類があるが、政府の一般会計歳出予算における公共事業関係費とは、国が負担する公共事業費、つまり直轄事業費と、補助事業費のうち国負担部分を意味する。この金額の当初予算が平成25年度には前年度当初予算に比べ増額とされている。他方、地方が負担する公共事業費は、単独事業費と、補助事業費のうち地方負担部分であるが、費用の財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税などに代表される一般財源と地方債起債によって賄われる。

平成25年度の地方財政計画では、一般財源は前年度水準維持とされたものの地方交付税は減額と、地方自治体における公共事業費の確保に影響を与えかねない内容となっている。国だけでなく地方自治体の財政状況を本格的に検討する必要があるが、本稿では地方自治体の税収構造をマクロ的に観察することから始めることとする。なお、本稿にて用いている財政用語については巻末の説明を参照されたい。

¹ 出所：財務省「平成25年度予定経費要求書 主要経費別表」第183回国会（常会）提出

2. 平成 25 年度 地方財政計画における地方税収の見通し

(1) 地方税収の見積もり前提

平成 25 年度の地方財政計画における地方税収見込額は、内閣府「平成 25 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（以下、政府経済見通し）を前提としている。政府経済見通しでは、「平成 25 年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、（中略）施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進む」「平成 25 年度の国内総生産の実質成長率は 2.5%程度（名目成長率は 2.7%程度）になる」との見通しが示されており、図表 1 のような経済指標の改善が提示されている。

政府経済見通し（図表 1）における雇用・所得環境の改善見通しは、地方財政計画の地方税収見通し（図表 2）において個人所得課税の約 1.1%増収、民間最終消費支出の約 1.7%増の見通しは消費課税の約 1.1%増収、民間住宅投資の約 7.5%増の見通しは資産課税の約 0.6%増、民間企業設備投資約 3.6%増の見通しは法人所得課税の約 1.1%増収、などへと作用している。

図表 1 平成 25 年度の名目 GDP 見通しの内訳（抜粋）

[名目 GDP：約 487.7 兆円、対前年度比約 2.7%増]

- ① 民間最終消費支出：約 294.2 兆円 対前年度比約 1.7%増
雇用・所得環境の改善等により、緩やかな増加が続く。また、消費税率引上げ前の増加が見込まれる
- ② 民間住宅投資：約 14.8 兆円 対前年度比約 7.5%増
雇用・所得環境の改善に加え、復興への取組等により増加を続ける。また、消費税率引上げ前の増加が見込まれる
- ③ 民間企業設備投資：約 65.4 兆円 対前年度比約 3.6%増
輸出や生産の増加、企業マインドの好転、緊急経済対策の効果等により、増加する

(出所) 内閣府「平成 25 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 25 年 2 月 28 日閣議決定）より大和総研作成

(2) 地方税収の見通し

平成 25 年度の地方財政計画における地方税は、地方自治体計では前年度比約 1.1%の増収見込みとなっている（図表 2）。個人所得課税においては個人住民税（個人所得に対して課税）の前年度比約 1.1%の増収、消費課税においてはたばこ税（製造たばこの本数に対して課税）の前年度比約 4.5%の増収と軽油引取税（軽油の引取り数量に対して課税）の前年度比約 3.7%の増収、資産課税においては固定資産税の前年度比約 0.5%の増収²、法人所得課税においては法

² 固定資産課税における前年度比約 0.5%の増収は、標準課税超過分における約 10.0%の減収、土地分における約 0.4%の減収、家屋分における約 2.1%の増収、償却資産分における約 1.2%の減収、交付金分における約 1.0%の減収、の合計によるものであり（出所：総務省「平成 25 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」（平成 25 年 3 月 5 日））、固定資産価値は住宅投資拡大により家屋分のみ上昇するとされる。

人事業税（法人の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額に課税）の前年度比約 2.3%の増収が、地方税の増収に大きく寄与すると見込まれている。この見込みによると、個人住民税増による寄与度が 0.39%と特に高い。しかし、個人住民税は前年の所得に対して課税される税であるため地方財政計画においては所与であり、平成 25 年度の景気拡大における増収寄与は、法人所得増が実現するかどうかのポイントとなろう。

図表 2 平成 25 年度 地方自治体計の地方税収見込額と寄与度（課税対象による分類）

（単位：億円）

	平成 25 年度 （見込）	平成 24 年度 （当初見込）	前年度比 増減額	前年度比 増減率	寄与度
(1) 個人所得課税	120,167	118,816	1,351	1.1%	0.40%
個人住民税	118,489	117,187	1,302	1.1%	0.39%
個人事業税	1,678	1,629	49	3.0%	0.01%
(2) 法人所得課税	48,067	47,533	534	1.1%	0.16%
法人住民税	24,636	24,635	1	0.0%	0.00%
法人事業税	23,431	22,898	533	2.3%	0.16%
(3) 消費課税	67,324	66,606	718	1.1%	0.21%
地方消費税	26,650	26,466	184	0.7%	0.05%
たばこ税	11,448	10,959	489	4.5%	0.15%
ゴルフ場利用税	486	477	9	1.9%	0.00%
自動車取得税	1,900	2,068	▲168	▲8.1%	▲0.05%
軽油引取税	9,233	8,902	331	3.7%	0.10%
自動車税	15,497	15,677	▲180	▲1.1%	▲0.05%
鉱区税	4	4	0	0.0%	0.00%
狩猟税	16	17	▲1	▲5.9%	0.00%
軽自動車税	1,852	1,810	42	2.3%	0.01%
鉱産税	18	18	0	0.0%	0.00%
入湯税	220	208	12	5.8%	0.00%
(4) 資産課税	104,833	104,189	644	0.6%	0.19%
不動産取得税	3,304	3,265	39	1.2%	0.01%
固定資産税	85,986	85,574	412	0.5%	0.12%
特別土地保有税	13	20	▲7	▲35.0%	0.00%
事業所税	3,542	3,479	63	1.8%	0.02%
都市計画税	11,988	11,851	137	1.2%	0.04%
水利地益税等	0	0	0	0.0%	0.00%
(5) 東日本大震災による減免等	▲216	▲575	359	▲62.4%	0.11%
地方税合計（通常収支分）（(1)～(5)計）	340,175	336,569	3,606	1.1%	
地方税合計（東日本大震災分）	123	—	123		

（注 1）表中の計数は表示単位未満を四捨五入している。

（注 2）寄与度が大きい項目に対して網掛けをしている。

（注 3）自動車税・自動車取得税における減収は平成 24 年度から適用されているグリーン税制・エコカー減税に起因する。狩猟税における減収は、農林水産業等の被害防止のため軽減税率の適用が平成 25 年度から 3 年間延長になったことに起因する。

（注 4）東日本大震災による減免等は、被災区域を対象とした、所得課税（個人住民税、法人住民税）、消費課税（自動車取得税、自動車税、軽自動車税）資産課税（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）、における課税軽減による減収分である。

（注 5）地方税（東日本大震災分）は全国防災事業に充てられる。地方税における臨時的な税制上の措置（平成 25～35 年度に実施される個人住民税の均等割の標準税率の 10 年間引き上げ等）による見込額である。

（出所）総務省「平成 25 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」（平成 25 年 3 月 5 日）、「平成 25 年度税制改正の大綱」（平成 25 年 1 月 29 日閣議決定）より大和総研作成

3. 地方税収における景気変動との関係性

(1) 地方税収は名目 GDP の変動以上に増減する傾向

景気と地方税収の関係をみると（図表3）、名目 GDP が前年度比約 0.2～0.8%増加した平成 16～19 年度では所得課税（個人所得課税と法人所得課税）の増収が地方税収増に大きく寄与していた。その傾向を踏まえれば、景気拡大期には所得課税の増収が地方税収増に寄与するはずである。しかし、名目 GDP が平成 16～19 年度を上回る同約 1.3%増加となった平成 22 年度には、所得課税は減収となり地方税収の足を引っ張った。また、平成 24 年度からは経済成長率の高まりを想定しているにもかかわらず、平成 25 年度にかけて地方税収増に対する所得課税による寄与度は低下すると見込んでいる。

このように平成 20～22 年度の間で税収の傾向が異なることから、税制改正等により税収構造に変化が起きているように見受けられる。平成 19 年度に個人所得課税（個人住民税）、21 年度に法人所得課税（法人住民税と法人事業税）が大きく増減していることから、景気変動による要因以上に当該年度における税制改正³が税収構造の変化をもたらしたことが推測される。

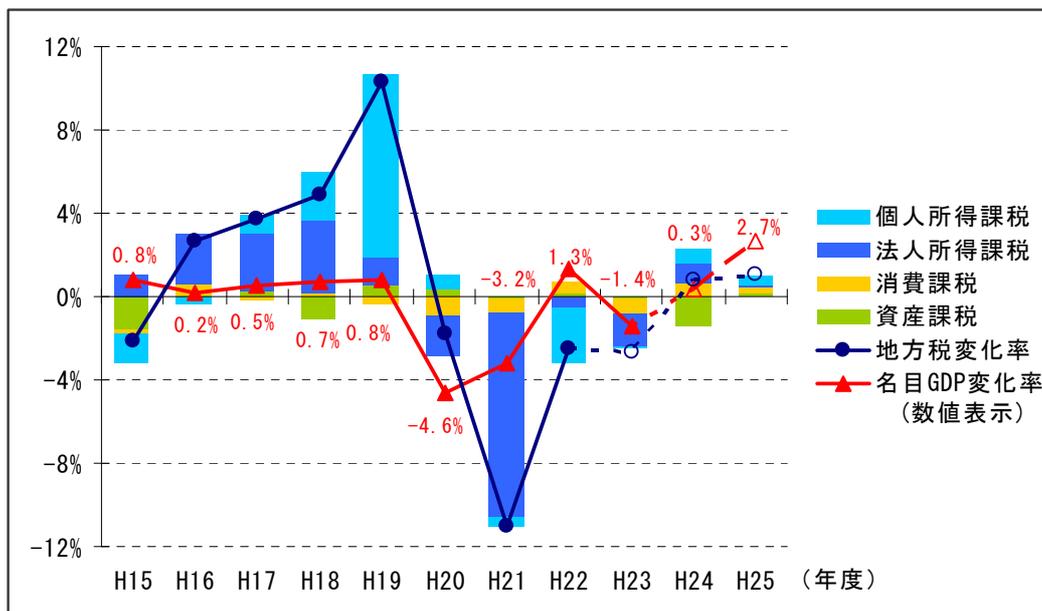
各年度にみられる税収構造にかかわらず、平成 14 年度から 22 年度において共通してみられる傾向としては、地方税収は名目 GDP の変動を超えて増減する傾向（景気拡大期には景気以上に増収し、景気後退期には景気以上に減収する傾向）にあるということである。

(2) 景気拡大時には政府見込みを超えて増収する傾向

過年度における地方財政計画上の地方税収見込額と決算額との乖離状況をみてみると、前年度に比べて名目 GDP が拡大する年度においては、地方税収の決算額は政府による当初見込額を上回る傾向にあり、前年度に比べ名目 GDP が縮小する年度においては、見込額を下回る傾向がみられる（図表4）。そして特に景気拡大時において政府見込みより大きく上振れる傾向がみられる。特に、法人所得課税による上振れが大きい。政府による税収見込みが保守的に作成される傾向があると捉えれば、景気拡大が見込まれる平成 25 年度においても、政府の見込み以上の地方税収増が期待できることになるであろう。

³ 平成 19 年度における個人所得課税（個人住民税）の増収は、平成 18 年度税制改正において三位一体改革の一環として平成 19 年度から適用との決定がなされた、所得税から個人住民税への約 3 兆円の「税源移譲」による増収と「分離課税等の税率割合等の見直し」による増収が要因となっている（出所：財務省「平成 18 年度 税制改正の解説」）。平成 21 年度における法人所得課税（法人住民税と法人事業税）の減収は、平成 21 年度税制改正においてなされた国税の税制改正のうち地方税の法人所得課税に係わる項目である「エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入」「資源生産性向上促進税制の創設」「中小法人等の軽減税率の引下げ」「中小法人等の欠損金の繰戻し還付の実施」による減収影響が要因である。（出所：財務省「平成 21 年度 税制改正」）平成 22 年度の個人所得課税（個人住民税）の減収は、平成 21 年度税制改正の「住宅ローン減税の拡充」による減収拡大が要因であり、法人所得課税の減収も平成 21 年度税制改正が要因である。

図表3 地方税収の前年度比増減率の寄与度



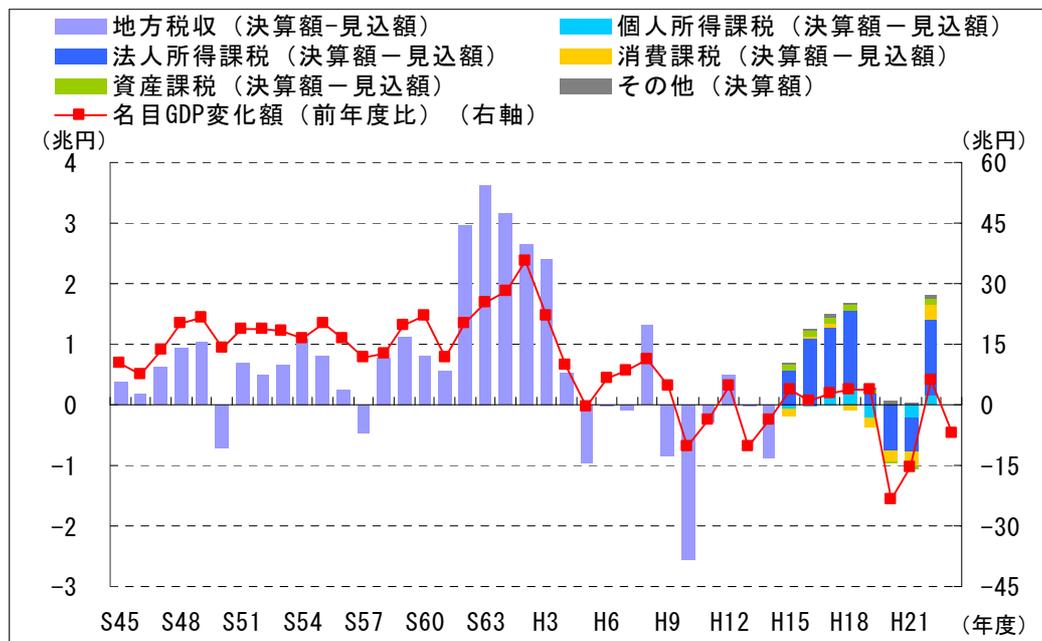
(注1) 地方税収は平成22年度までは決算額であり、平成23年度以降は地方財政計画における見込額（通常収支分＋東日本大震災分）である。

(注2) 名目GDPは平成24年度は実績見込み、平成25年度は見通しである。

(注3) 消費課税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

(出所) 総務省「地方財政統計年報」平成14～22年度、総務省「地方団体の歳入歳出総額の見込額」平成23～25年度、内閣府「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成25年2月28日閣議決定）より大和総研作成

図表4 地方税収における見込額からの乖離額と名目GDP変化額（前年度比）の推移



(注1) 平成23～25年度の地方財政計画における見込額は、通常収支分と東日本大震災分の合計である。

(注2) 平成14年度までは総額表示、平成15年度以降は内訳表示としている。

(出所) 財務省「財政金融統計月報」、総務省「地方財政統計年報」、内閣府「平成10年度 国民経済計算確報（平成2年基準・68SNA）」、内閣府「平成21年度 国民経済計算確報（平成12年基準・93SNA）」、内閣府「平成23年度 国民経済計算確報（平成17年基準・93SNA）」より大和総研作成

4. 平成 25 年度以降における地方税収による地方財政への影響

アベノミクスによる景気拡大が地方自治体において地方税収増という形で実現し、行政サービスの充実が図られるためには、①景気拡大効果が全国に及ぶかどうか（企業業績と個人所得の改善）、②法人所得と個人所得が増大したとしても投資と消費の増加につながるかどうか、③地方景気が地方税収増に繋がるかどうか、という 3 つのハードルがある。

(1) 景気拡大効果が全国に及ぶか（日銀さくらレポートより）

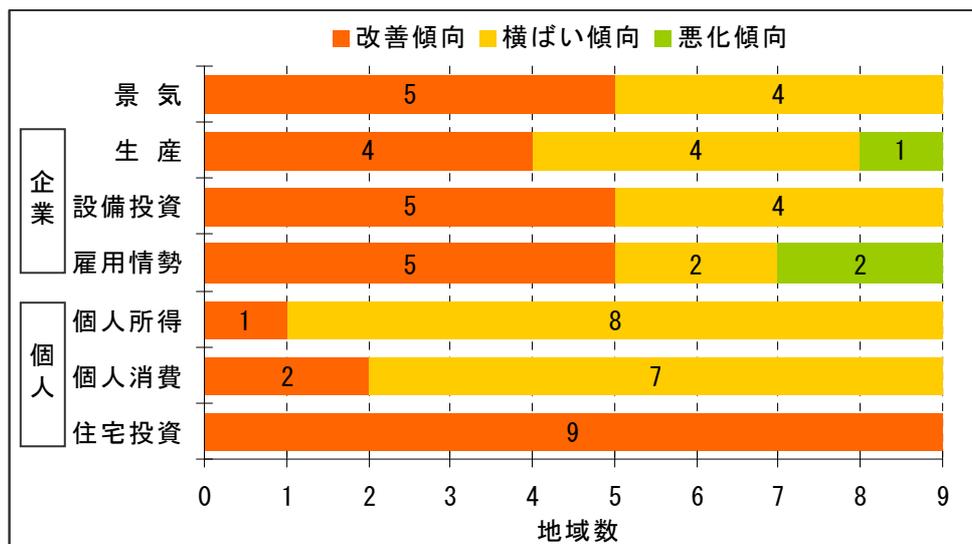
日銀の地域経済報告（さくらレポート）によれば、平成 24 年度末時点において、全国の 9 地域における景況動向は以下のようにまとめられる。さくらレポートにおける報告内容を、筆者の判断にて、改善、横ばい、悪化、の 3 段階にて評価した（図表 5）。景気は全国的に緩やかな改善傾向がみられ、企業による生産・設備投資・雇用が改善傾向にあるとされる地域が約半数と、企業活動は大企業を中心に改善途上にあることが読み取れる。一方で、住宅投資には改善傾向がみられるものの、個人所得（給与所得）と個人消費において改善傾向にあるとされる地域は一部のみと、個人の改善が鈍い傾向が読み取れる。住宅投資は給与所得増による所得効果のほか、保有不動産や金融資産の価値増大に伴う資産効果の影響を受けるが、平成 24 年度末時点で給与所得増の動きが鈍いながらも、全国で住宅投資が進んでいる傾向が観察される。株価上昇などによる資産効果も加わっているものと推測される。

個人所得については、平成 25 年度の政府経済見通しでは、労働・雇用環境について、雇用者数を対前年度比約 0.9% の増加、完全失業率を対前年度比約 0.3% ポイントの低下、と見込んでいるにすぎず、具体的な所得の見通しに関しては明文化されていなかった。給与所得については、徐々に一部の大企業において賃金のベースアップやボーナスアップの動きも出始めてきてはいるものの、その動きが全国の中小企業にまで広がっていくかがポイントとなる。企業業績改善と個人所得増が全国的に広がるかどうかは、全企業数のうち約 99.7%⁴ を占める中小企業⁵ の動向が極めて重要となるだろう。

⁴ 出所：総務省「平成 21 年経済センサス-基礎調査」を再編加工。企業数は、会社数+個人事業所（単独事業所及び本所・本社・本店事業所）とする。

⁵ 中小企業とは、常用雇用者 300 人以下（卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）、又は資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業は 5,000 万円以下）の企業とする。

図表5 平成24年度末時点における全国の景況動向



- (注1) さくらレポートは、全国を9地域（北海道、東北、北陸、関東甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分類している。
- (注2) さくらレポートにおける報告内容を、筆者の判断にて、改善、横ばい、悪化、の3段階で評価した。
- (注3) 景気については、5地域（北海道、東北、北陸、東海、中国）では「緩やかに持ち直している」「回復しつつある」等の報告により改善傾向と評価した。4地域（関東甲信越、近畿、四国、九州・沖縄）では「横ばい圏内」等の報告により横ばい傾向と評価した。
- (注4) 生産については、北陸からは「全体として増加している」、北海道、東海、中国からは「持ち直している」「持ち直しつつある」等の報告により4地域を改善傾向と評価した。東北、関東甲信越、近畿、四国の4地域からは「下げ止まっている」「幾分弱めの動きが続いている」等の報告により横ばい傾向と評価した。九州・沖縄は「全体として減少した状態が続いている」との報告により、悪化傾向と評価した。
- (注5) 設備投資は、北海道、東北、北陸、関東甲信越、東海の5地域は「増加している」「持ち直している」等の報告により改善傾向と評価した。近畿、中国、四国、九州・沖縄の4地域は「底堅い動きとなっている」「横ばい圏内で推移している」等の報告により横ばい傾向と評価した。
- (注6) 雇用情勢は、筆者にて、有効求人倍率と完全失業率の両方の傾向を勘案し評価した。北海道、北陸、近畿、中国、四国の5地域は、有効求人倍率と完全失業率ともに改善であったため改善傾向と評価した。関東甲信越、九州・沖縄の2地域は、関東甲信越の有効求人倍率は横ばいで完全失業率は改善、南関東では有効求人倍率は悪化で完全失業率は改善、九州・沖縄は有効求人倍率は横ばいで完全失業率は改善が観察されたため、横ばい傾向と評価した。東北、東海の2地域は、両地域ともに有効求人倍率は横ばいで完全失業率は悪化していたため、悪化傾向と評価した。
- (注7) 個人所得は、東北は「前年を上回って推移している」との報告により改善傾向と評価した。北海道、北陸、東海、近畿、四国、九州・沖縄の6地域は「前年並みで推移している」「横ばい圏内の動き」等の報告、関東甲信越、中国の2地域は「弱めの動きが続いている」等の報告により、横ばい傾向と評価した。
- (注8) 個人消費は、東海、九州・沖縄の2地域は「持ち直しの動きがみられている」等の報告により改善傾向と評価した。東北、関東甲信越、近畿、中国、四国は「底堅く推移している」「横ばい圏内で推移している」等の報告、北陸は「下げ止まりつつある」、北海道は「ガソリン・灯油価格の高止まりや悪天候の影響もあって、弱含みとなっている」との報告により、7地域を横ばい傾向と評価した。
- (注9) 住宅投資は、東北は「増加している」、近畿は「緩やかに増加している」、北海道、北陸、関東甲信越、東海、中国、四国、九州・沖縄の7地域は「持ち直している」「持ち直しつつある」等の報告により、全9地域で改善傾向と評価した。
- (出所) 日本銀行「地域経済報告－さくらレポート－」（2013年4月）より大和総研作成

(2) 地方景気が地方税収増に繋がるか

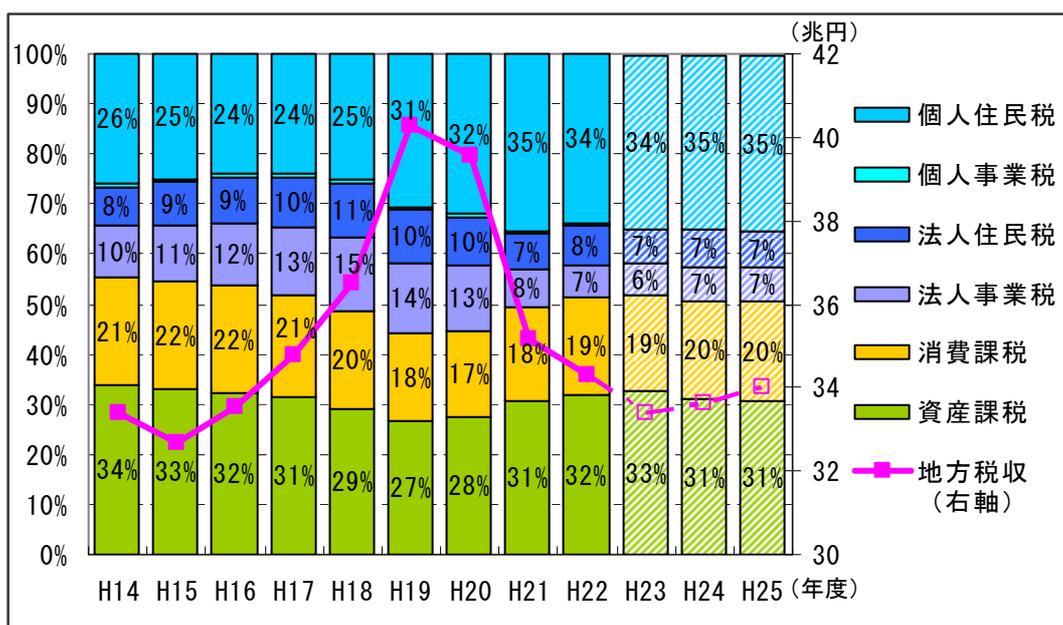
a. かつては法人所得要因が大きかった地方税収変動

第3章では、地方税収は平成14年度から22年度の間大きく増減したことについて示した。特に、税制改正により、平成19年度に個人住民税が増収、平成21年度には法人住民税と法人事業税が減収したことが要因として挙げられる(図表3)。

平成15年度から平成18年度にかけての景気拡大期において地方税収が大きく増収した要因は、景気拡大を受けた法人住民税・法人事業税の増収にある(図表3、図表6)。平成19年度には個人住民税を主因として地方税収は更なる増収をみせたが(図表6)、その急激な増収は、主に所得税からの税源移譲によるものであった。リーマン・ショック後の平成21年度に地方税収は急激な減収となったが、これは景気後退による税収減の要因に加えて、税制改正による法人住民税と法人事業税の減税の影響があった。

このように平成22年度以前において、地方税収は資産課税による安定的な税収を基礎としながらも、各年度、法人所得課税の変動に大きく左右されてきたと言える。

図表6 地方税収と課税対象分類別比重の推移



(注) 平成23~25年度は税収見込額(通常収支分+東日本大震災分)である。斜線表示としている。

(出所) 総務省「地方財政年報」平成14~22年度、総務省「地方団体の歳入歳出総額の見込額」平成23~25年度より大和総研作成

b. 近年、法人所得課税による税収比重が低下

平成 23 年度は、法人所得課税における世界的な減税の流れに追随する形で、日本も平成 23 年度税制改正にて法人所得課税の実効税率⁶引き下げへと踏み切った。さらに、平成 25 年度には「長引く円高・デフレ不況から脱却」⁷を目指して「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴う法人所得課税の減税措置が導入された（平成 25 年度税制改正による地方税収増減は下記【参考①】を参照）。この結果、平成 23 年度以降の見込みでは、法人所得課税の地方税収比重は低下し、相対的に個人住民税の比重が増す形となっている（図表 6）。

今後、法人所得課税の比重は低水準で推移していくことが見込まれることから、仮に景気拡大により法人所得が増加に向かったとしても、地方税収への増収寄与は大きくならないことになる（見込みどおりに法人所得が増加しなかった場合の税収については【参考②】を参照）。平成 25 年度に個人所得の増加が実現するとすれば個人住民税の増加は平成 26 年度に反映され、平成 26 年度・27 年度に消費税の段階的引き上げが実現すれば消費課税の寄与が高まることから、法人所得課税の比重は更に低下することになる。

【参考①】平成 25 年度税制改正による地方税収への影響

平成 25 年度の税制改正では、所得課税は国税・地方税ともに減税、消費課税は地方税において減税、資産課税は国税・地方税ともに増税、の方向性が決定された⁸。特に、法人所得課税における減税は、現政権の経済政策「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴う平成 25 年度の見込みとなる税制改正となっている。平成 25 年度の税制改正に伴う減収効果は、都道府県計では約 0.03%、市町村計では約 0.01%、地方自治体計では約 0.02%であり、税収増の縮小へと寄与している（図表 7）。いずれも、法人所得課税減税における減収寄与が相対的に大きいものとなっている。なお、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」による地方税収の減収寄与は平成 27 年度末まで続く⁹ことから、税制改正による地方税の減収寄与は、平成 26 年度・27 年度において、より大きくなるが見込まれている（図表 8）。

⁶ 国税（法人税）と地方税（法人住民税、法人事業税）の合計である。

⁷ 出所：内閣府「平成 25 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 25 年 2 月 28 日閣議決定）

⁸ 出所：「平成 25 年度税制改正の大綱」（平成 25 年 1 月 29 日閣議決定）

⁹ 「国内設備投資を促進するための税制措置の創設」「商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設」「研究開発税制の拡充」「環境関連投資促進税制の拡充」「交際費等の損金不算入制度の見直し」は平成 26 年度末まで、「企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置の創設」「雇用促進税制の拡充」は平成 27 年度末まで適用される。なお、「保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し」は平成 26 年度末まで適用、「トン数標準税制」は平成 25 年度末まで適用される。

図表 7 平成 25 年度税制改正による平成 25 年度地方税収増減と寄与度

(単位：億円)

	都道府県計		市町村計		地方自治体計	
	増減額	寄与度	増減額	寄与度	増減額	寄与度
(1) 個人所得課税	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
(2) 法人所得課税	▲47	▲0.03%	▲33	▲0.02%	▲80	▲0.02%
法人住民税	▲14	▲0.01%	▲33	▲0.02%	▲47	▲0.01%
法人事業税	▲33	▲0.02%		0.00%	▲33	▲0.01%
(3) 消費課税	▲1	0.00%	0	0.00%	▲1	0.00%
自動車取得税	▲1	0.00%	0	0.00%	▲1	0.00%
(4) 資産課税	0	0.00%	16	0.01%	16	0.00%
固定資産税	0	0.00%	15	0.01%	15	0.00%
事業所税		0.00%	▲1	0.00%	▲1	0.00%
都市計画税		0.00%	2	0.00%	2	0.00%
税制改正による地方税増減 ((1)～(4) 計)	▲48	▲0.03%	▲17	▲0.01%	▲65	▲0.02%
地方税前年度比増減率		0.34%		1.58%		1.07%
税制改正がないとした場合の地方税増減率		0.37%		1.59%		1.09%

(注 1) 表中の計数は表示単位未満を四捨五入している。

(注 2) 個人所得課税と納税環境整備 (延滞税等の見直し) については、平成 25 年度における国税と地方税の税制改正項目のうち初年度税収額に影響するものはない。法人所得課税については、法人住民税は地方税における税制改正ではなく、法人事業税は地方税における税制改正項目のうち初年度税収額に影響するものはない。消費課税については、国税における税制改正はない。資産課税については、国税における税制改正項目のうち初年度税収額に影響するものはない。

(注 3) 法人所得課税における減収見込額は、国税の税制改正に伴う「国内設備投資を促進するための税制措置の創設」「企業による雇用・労働分配 (給与等支給) を拡大するための税制措置の創設」「商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設」「研究開発税制の拡充」「環境関連投資促進税制の拡充」「雇用促進税制の拡充」「交際費等の損金不算入制度の見直し」「保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し」「トン数標準税制の拡充」によるものである。なお、「保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し」「トン数標準税制」以外の項目は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る項目である。

(注 4) 消費課税のうち、自動車取得税における減収見込額は、地方税の税制改正に伴う「先進安全自動車 (ASV) に係る課税標準の特例措置の拡充」によるものである。

(注 5) 資産課税のうち、固定資産税における増収見込額は、地方税の税制改正に伴う「日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減」によるものである。事業所税における減収見込額は、地方税の税制改正に伴う「木材取引市場又は製材等の加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置の拡充」によるものである。都市計画税における増収見込額は、地方税の税制改正に伴う「日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減」によるものである。

(出所) 総務省「平成 25 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」(平成 25 年 3 月 5 日)、「平成 25 年度税制改正の大綱」(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定) より大和総研作成

図表 8 平成 25 年度税制改正による平成 26～27 年度の地方税収増減

(単位：億円)

	都道府県計	市町村計	地方自治体計
	増減額	増減額	増減額
(1) 個人所得課税	▲174	▲262	▲436
個人住民税	▲174	▲262	▲436
個人事業税	0	0	0
(2) 法人所得課税	▲332	▲241	▲573
法人住民税	▲98	▲241	▲339
法人事業税	▲234	0	▲234
(3) 消費課税	▲1	0	▲1
自動車取得税	▲1	0	▲1
(4) 資産課税	0	12	12
固定資産税	0	11	11
事業所税		▲1	▲1
都市計画税		2	2
(5) 納税環境整備	▲67	▲108	▲175
平成 25 年度税制改正による地方税増減 (1)～(5) 計	▲574	▲599	▲1,173

(注 1) 表中の計数は表示単位未満を四捨五入している。

(注 2) 個人住民税における減収見込額は「住宅ローン控除の拡充」と国税の税制改正に伴う「少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充」「社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し」によるものである。

(注 3) 法人事業税における都道府県の減収は、国税の税制改正に伴う減収(図表 7 の注 3 参照)に加え「日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置の廃止」によるものである。

(注 4) 消費課税における減収要因は、図表 7 の注 4 を参照。

(注 5) 資産課税における増減収要因は、図表 7 の注 5 を参照。

(注 6) 納税環境整備における減収は「延滞税等の見直し」によるものである。

(出所) 総務省「平成 25 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」(平成 25 年 3 月 5 日)、「平成 25 年度税制改正の大綱」(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定)より大和総研作成

【参考②】見込みどおりに法人所得が増加しない場合、都道府県において税収減となる可能性

政府は前年の個人所得の増加による地方税収の増加を見込んでいるが、市町村における税収見込みでは個人所得の寄与が最重要であるものの、都道府県における税収見込みでは、法人所得が個人所得に次ぐ高い寄与を持つ。その見込みどおりに増加していかなかった場合、都道府県において税収減となるリスクがある。その要因として、たばこ税の一部が都道府県から市町村へと税源移譲されたことがある。税源移譲により都道府県におけるたばこ税収が前年度比約0.71%減収する見込みとなっている（図表9）。たばこ税の税源移譲は、平成23年度税制改正において国税の一つである法人税の基本税率が引き下げられたことに対する、地方税における税収調整¹⁰として行われたものであり、税制改正により地方税のうち法人所得課税が市町村で減収する¹¹ことに対する埋め合わせの意味合いを持つ。

地方税の見込みの増収率について、都道府県計と市町村計で、課税対象による分類別の寄与度をみると、都道府県と市町村どちらも個人住民税の寄与度が高いが（図表9）、仮に景気拡大が見込みどおりの法人所得増をもたらしていかなかった場合、市町村計では地方税収は前年度比増収額が縮小するに留まるが、都道府県では場合によっては減収となる¹²可能性も出てくる。近畿、四国、九州・沖縄の3地域において、企業の生産、設備投資の指標が、ともに横ばい、もしくは悪化・横ばい、の傾向がみられている（図表5 注4・注5）。地方の財源不足を補うために国から交付される地方交付税が地方公務員の給与水準に応じて減額される政策がとられる中、仮に地方税収減となった場合には、都道府県の中には、厳しい財政運営を迫られる団体もでてくるであろう。

c. 地方税収の維持には個人所得が重要

政府は、地方税の法人所得課税について減税方針を進めながら、地方税収について平成23年度以降も過年度と同様の税収水準の維持を見込んではいるが、平成19年度以降、地方税収に占める比重は個人所得課税が資産課税を上回っている（図表6）。平成26年度以降は消費税の段階的引き上げにより消費課税の比重増加も生じるが、景気変動の影響を受けやすい特徴を持つ個人住民税による税収比重が最も高い税収構造下において、地方が今後も安定的な税収を維持できるかどうかは、地域住民の個人所得の増加にかかっているとと言えるだろう。

¹⁰ 国税における税収調整としては、平成23年度において、法人税における課税ベースの拡大がなされた。法人税における課税ベースの拡大とは、具体的には「減価償却制度の見直し」「欠損金の繰越控除制度の見直し」「貸倒引当金制度の見直し」「寄附金の損金不算入制度の見直し」「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の見直し」「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止」「集積産業用資産の特別償却制度の見直し」「事業革新設備等の特別償却制度の廃止」「特定災害防止準備金制度の見直し」「特別修繕準備金制度の見直し」「外国税額控除制度の適正化」である。（出所：財務省「平成23年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額」）

¹¹ 国税である法人税率の引き下げに伴い、地方税では法人住民税が減収となることから、法人所得課税が法人住民税と法人事業税で構成される都道府県に対し、法人住民税のみである市町村は法人所得課税が相対的に大きく減収することになる。

¹² 仮に政府見込みの法人所得増が全く生じなかったとした場合の都道府県計における地方税収前年度比変化率を推計すると0.06%の減収となることから、法人所得増の先行き次第では地方税収は減収となる可能性が出てくるのが確認される。都道府県計における地方税前年度比変化率0.34%－法人所得課税の寄与度0.40%＝▲0.06%。

図表9 平成25年度 都道府県と市町村の地方税収変化率に対する寄与度

	都道府県計 寄与度	市町村計 寄与度	地方自治体計 寄与度
(1) 個人所得課税	0.44%	0.38%	0.40%
個人住民税	0.40%	0.38%	0.39%
個人事業税	0.04%		0.01%
(2) 法人所得課税	0.40%	-0.01%	0.16%
法人住民税	0.02%	-0.01%	0.00%
法人事業税	0.38%		0.16%
(3) 消費課税	-0.58%	0.77%	0.21%
地方消費税	0.13%		0.05%
たばこ税	-0.71%	0.74%	0.15%
ゴルフ場利用税	0.01%		0.00%
自動車取得税	-0.12%		-0.05%
軽油引取税	0.24%		0.10%
自動車税	-0.13%		-0.05%
鉱区税	0.00%		0.00%
狩猟税	0.00%		0.00%
軽自動車税		0.02%	0.01%
鉱産税		0.00%	0.00%
入湯税		0.01%	0.00%
(4) 資産課税	0.03%	0.31%	0.19%
不動産取得税	0.03%		0.01%
固定資産税	0.00%	0.21%	0.12%
特別土地保有税		0.00%	0.00%
事業所税		0.03%	0.02%
都市計画税		0.07%	0.04%
水利地益税等			0.00%
(5) 東日本大震災による減免等	0.06%	0.14%	0.11%
地方税前年度比変化率((1)～(5)計)	0.34%	1.58%	1.07%

(注1) 表中の計数は表示単位未満を四捨五入している。

(注2) 寄与度が大きい項目に対して網掛けをしている。

(注3) たばこ税に関しては、都道府県税の一部が市町村税に税源移譲されることを主因として、都道府県において寄与度がマイナス、市町村においてプラスとなっている。

(注4) 自動車取得税と自動車税の地方税収変化率への寄与度がマイナスとなっているのは、グリーン税制・エコカー減税による影響による。

(出所) 総務省「平成25年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」(平成25年3月5日)より大和総研作成

7. おわりに

平成 25 年度の名目 GDP が前年度比約 2.7%増加するとの政府経済見通しを受けて、地方財政計画において、地方税収は前年度比約 1.1%増収するとの見通しが出された。過年度において、地方税収は名目 GDP の変動以上に増減し、特に景気拡大時には政府見込みを超えて増収となる傾向がある。この傾向をふまえれば、景気拡大が見込まれる平成 25 年度において、政府の見込み以上の増収が期待できることになるであろう。アベノミクスによる景気拡大を通じて地方税収が増加し、個々の自治体の財政状態も改善していくことが期待される。

しかし、地方景気は平成 24 年度末時点において全国的に緩やかな改善傾向にあるものの、企業においては大企業を中心に業績改善の途上段階にあり、個人においては住宅投資を除けば改善が鈍い傾向がみられる。

平成 22 年度以前、地方税収は、資産課税による安定的な税収を基礎としながらも、各年度、法人所得課税の変動に大きく左右されてきた。しかし、平成 23 年度以降、地方税収に占める法人所得課税の比重は低下しており、平成 25 年度以降さらにその傾向が強まると予想される。今後、個人所得の増加が実現すれば個人住民税の増加につながり、平成 26 年度・27 年度に消費税の段階的引き上げが実現すれば消費課税も高まる。仮にアベノミクスによる景気拡大により、企業所得が全国的に拡大に向かったとしても、地方税の税収構造上、法人所得課税の増収寄与は小さく、個人所得の拡大が伴わなければ、地方税収の拡大は見込みにくいものとなる。

景気変動の影響を受けやすい特徴を持つ個人住民税による税収比重が最も高い税収構造下において、地方が今後も安定的な税収を維持できるかどうかは、地域住民の個人所得の増加にかかっていると見えよう。

<用語の説明>

1. 当初予算

国の年間予算として当初に成立した予算。別名本予算。（出所：財務省「財務統計」）

2. 歳出

4月から翌年の3月までの一会計年度の国の支出。（出所：財務省「財務統計」）

3. 主要経費別分類

歳出予算の分類の一つで、予算がその年度の政府に要請される諸施策にいかん配分されるかを最も端的に示すもの。（出所：財務省「財務統計」）

4. 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。（出所：総務省「平成 24 年版 地方財政白書」）

5. 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。（出所：総務省「平成 24 年版 地方財政白書」）

6. 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。（出所：総務省「平成 24 年版 地方財政白書」）

7. 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、（1）地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う、（2）地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、（3）個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。（出所：総務省「平成 24 年版 地方財政白書」）

8. 地方財政計画 通常収支分

地方財政計画は、平成 24 年度以降、東日本大震災の復旧・復興に係る歳入歳出を「東日本大震災分」、それ以外の歳入歳出を「通常収支分」として分けて公表されている。

9. 地方税

地方自治体が課税し徴収する税金である。これに対し、国が課税し徴収する税金は国税という。地方税法上、地方税は道府県税と市町村税に分類される（内訳となる税目は本文の図表 1 参照）。各税目は、課税方式別に分類すると、所得課税、消費課税、資産課税、に分類される。地方税に係わる課税要件や徴収手続き等については、各自治体の条例によって規定される。